

第5章 災害廃棄物の処理の進捗管理

1 進捗管理の意義

東日本大震災津波による被害のように、広範囲にわたって膨大な量かつ多種多様の災害廃棄物が発生した場合、処理全体の進捗管理が非常に重要となる。

今回発生した災害廃棄物は、その発生状況から被災市町村内のみでの処理は不可能であり、県全体での進捗管理が必要となった。また、国マスタープラン、県実行計画、県詳細計画で目標に掲げた、災害廃棄物を発災から1年で仮置場へ移動し、3年という期間で処理を終えるためには、県全体及び被災市町村別の詳細なものが求められた。

進捗管理の例としては、処理の進捗状況に応じ、委託数量や搬出日数等について、具体的な調整等を行ったことなどが挙げられる。

2 進捗管理の方法

本県における進捗管理は、施工監理受託者への業務委託により行った。

(1) 数量管理

本県が事務委託を受け二次仮置場を設置した地区においては、施工監理受託者は現場監理責任者を配置することとした。現場監理責任者は現場事務所に常駐し、処理等業務受託者とともに電子マニフェスト¹³等により数量管理を行った。日別及び処分先別等の集計結果を確認できるよう帳簿等により整理したデータを、毎週、県に報告することにより処理状況等の進捗管理を行った。

また、独自市町村については、施工監理受託者を通じて各市町村の処理状況等についての情報を随時入手するとともに、各市町村が開催する工程会議に参加するなど情報共有等を行った。

表 5.1 施工監理受託者からの定期的な報告の内容と頻度

項目	内容	頻度
仮置場	一次仮置場、二次仮置場の設置数	毎週
	一次仮置場、二次仮置場の名称、所在地、面積	
	一次仮置場、二次仮置場の返還状況	
数量	仮置場への搬入済量	毎週
	災害廃棄物の種類別処理量（柱材・角材、可燃物、不燃系廃棄物、金属くず、コンクリートがら、その他（漁具・漁網、処理困難物等）、津波堆積土）	
	残存量（推計量から処理量を差し引いた数量（平成25年度後半から仮置場の保管量を毎月測定））	
処理状況、問題点	種類ごとの処理の現状、見通し、問題点、その他（要望等）	毎月（月間施工調整会議で共有）

¹³ マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬事業者、処分業者の3者が情報処理センターを介してやり取りする仕組み

(2) 施工調整会議の実施

災害廃棄物処理の進捗状況や今後の予定等について、関係者間における情報共有や調整等を行うことを目的とする定例会議を実施した。

① 週間施工調整会議

県が市町村から事務委託を受け二次仮置場を設置した地区において、破碎、選別等が本格化した平成 24 年度は概ね 1 週間に 1 回程度、処理が安定してきた平成 25 年度は概ね 2 週間に 1 回程度、災害廃棄物の破碎・選別、収集運搬、焼却、最終処分等一連の処理工程に係る進捗状況や今後の予定等について、情報共有や必要な調整を行うことを目的とする週間施工調整会議を開催した。参加者は、県及び関係地区の市町村、施工監理受託者、処理等業務受託者等で、主な議事の内容は次のとおりである。

- ア) 一次仮置場の状況（搬入、粗選別、搬出、保管等）
- イ) 二次仮置場の状況（搬入、破碎・選別、搬出、保管等）
- ウ) 処理・処分先の状況（セメント工場、既設焼却炉、仮設焼却炉、広域処理等）の受入状況
- エ) 労働安全、作業環境及び周辺環境に関する事項

② 月間施工調整会議

日々の施工監理業務や各地区で行われた週間施工調整会議を踏まえ、概ね 1 月に 1 回、処理業者間の工程や技術上の課題、安全管理等について、全体調整を図ることを目的とする月間施工調整会議を開催した。参加者は、県、被災市町村及び国（環境省）、施工監理受託者、処理等業務受託者（破碎・選別、海上運搬、仮設焼却炉運転管理等）で、主な議事の内容は次のとおりである。

- ア) 県全体及び被災市町村別の進捗状況
- イ) 各地区（二次仮置場を設置した地区）における搬入・搬出、破碎・選別作業等の状況及び見通し、一連の処理工程に関する技術的課題、要望等
- ウ) 労働安全、環境保全等に関する課題等

(3) 環境省への報告

災害廃棄物の処理の進捗状況に係る環境省（東北地方環境事務所）への報告は、発災当初、毎週行っていたが、処理が進むにつれて毎月末現在で整理することとし、翌月の月上旬に報告を行うこととなった。

報告の内容としては、被災市町村ごとの仮置場の状況や処理実績（県内処理、広域処理）等で、環境省によって宮城県、福島県の進捗状況と合わせて取りまとめられ、環境省の公式ホームページで公表された。

3 直面した課題と取組み

災害廃棄物の進捗管理に当たっては、その品目ごとに処理（搬出）のペースや残存量等について数量管理を行うことが不可欠な作業であるが、混合状態で保管されている廃棄物の山から、品目ごとの正確な数量を把握することは不可能であり、残存量等の見直しに合わせて、

進捗状況の修正も必要となった。

特に、平成 25 年度の後半は処理期限も迫りつつあったことから、実測による残存量の把握を月に 1 回行った。その結果、現状の処理ペースでは処理期限までに処理を終えることができない品目があることが判明し、処理先の確保や受入量の調整等の作業を年度末まで行う必要が生じた。

また、数量管理は重量で行ったが、比重の小さい柱材・角材や可燃物の処理を優先して処理していたことから、当初は災害廃棄物の処理実績が伸びているようにみえず、実際の処理状況とかけ離れた状況が生じた。

さらに、農地復旧に伴う農地堆積土の選別により生じた災害廃棄物を、復興事業の前倒しにより受け入れたり、大型建築物や住宅の基礎部分の解体が進んでコンクリートがらの処理が増えたりするなど、計画で見込んだ推計量を上回る災害廃棄物の処理を行う必要があり、進捗管理が難しかった。

4 残された課題と解決の方向性

特に可燃物については、災害廃棄物の処理が進むにつれて、広域処理等に協力いただいた受入施設への搬出量の確保が困難になった。しかし、その後に発生する可燃物もあったことから、平成 26 年 3 月末まで処理を要した。また、不燃系廃棄物では、搬出調整がうまく行かず、受入側に処理業務や運搬車両等の手配でご迷惑をおかけした。

数量管理の正確さを求めることは必要であるが、実際には難しいことから、災害廃棄物の状況について、現場と受入側との情報共有を図り、柔軟に対応できる体制を整えておくことが重要である。